

平成29年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

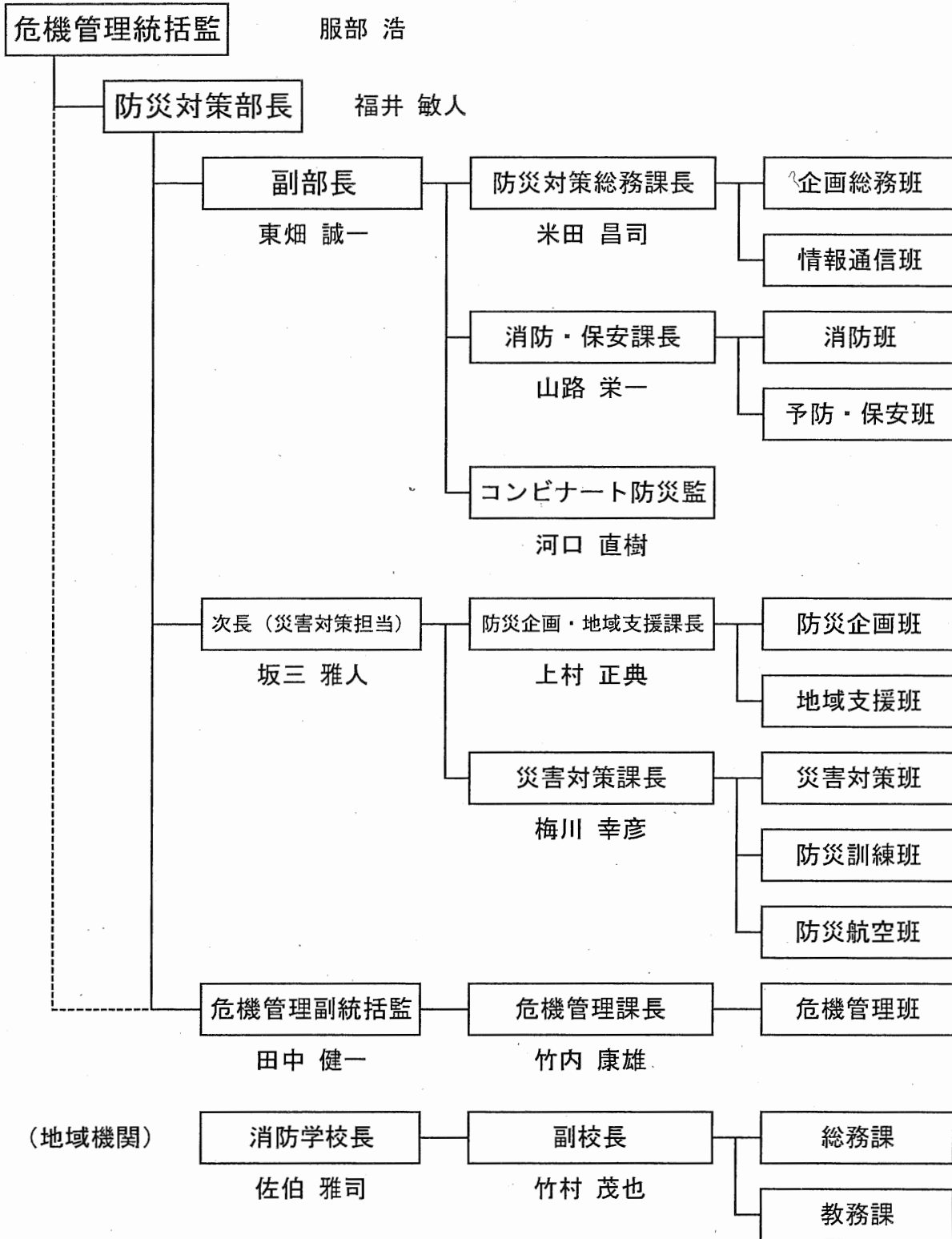
1	防災対策部の組織機構について	1
2	平成29年度防災対策部予算について	2
3	東日本大震災、熊本地震等への支援について	3
4	防災情報プラットフォームと防災通信ネットワークについて	7
5	消防・保安行政の推進について	11
6	三重県の地震・津波対策及び風水害対策について	23
7	地域防災力の向上について	27
8	災害対策活動体制の充実・強化について	31
9	国民保護の推進について	37
10	危機管理の推進について	39

【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：平成29年度当初予算主要事業

平成29年5月26日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	70 (13)
地域機関	14 (7)
合計	84 (20)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成29年度防災対策部予算について

○施策毎の予算状況

(単位:千円、%)

施策・基本事業名 (主な構成事業名)	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	比較	
			増減	増減率
111 災害から地域を守る人づくり	46,291	48,830	△ 2,539	94.8
11101 防災人材の育成・活用 ・「みえ防災・減災センター」事業 ・地域防災力連携強化促進事業	46,291	48,830	△ 2,539	94.8
112 防災・減災対策を進める体制づくり	(1,057,664) 1,247,284	(935,124) 5,471,498	(122,540) △ 4,224,214	(113.1) 22.8
11201 防災・減災対策の推進 ・新たな防災・減災対策推進事業 ・地域減災対策推進事業	140,640	152,240	△ 11,600	92.4
11202 災害対策活動体制の充実・強化 ・防災訓練費 ・災害対応力強化事業 ・広域防災拠点施設整備事業 ・防災ヘリコプター運航管理費 ・国民保護対策費	(404,295) 553,915	(245,573) 4,122,331	(158,722) △ 3,568,416	(164.6) 13.4
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 ・防災行政無線整備事業 ・防災情報提供プラットフォーム事業	(267,193) 307,193	(305,114) 610,746	(△37,921) △ 303,553	(87.6) 50.3
11208 消防救急体制の充実・強化 ・消防行政指導事業	(178,201) 178,201	(165,257) 519,241	(12,944) △ 341,040	(107.8) 34.3
11209 高圧ガス等の保安の確保 ・高圧ガス指導事業	67,335	66,940	395	100.6
121 地域医療提供体制の確保	13,103	14,210	△ 1,107	92.2
12103 救急医療等の確保 ・救急救命活動向上事業	13,103	14,210	△ 1,107	92.2
行政運営2 行財政改革の推進による県行政の 自立運営	1,486	1,495	△ 9	99.4
40201 自立的な県行政の運営 ・危機管理推進事業	1,486	1,495	△ 9	99.4
人件費	(0) 570,841	(0) 585,302	(0) △ 14,461	(-) 97.5
その他	158	288	△ 130	54.9
防災対策部 計	(1,118,702) 1,879,163	(999,947) 6,121,623	(118,755) △ 4,242,460	(111.9) 30.7

※ () はサミット関係事業(消防防災関係サミット対策)、整備が完了又は概ね完了したハード整備事業(防災ヘリコプター更新、広域防災拠点整備、防災行政無線整備)、防災ヘリコプター2機運航経費及び人件費を除いた金額。

〔主な増減事業〕

(単位:千円)

基本事業番号	細事業名	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減額
11202	広域防災拠点施設整備事業 (物資備蓄、資機材整備)	100,000	-	100,000
11202	広域防災拠点施設整備事業 (施設整備)	96,000	917,607	△ 821,607
11202	防災ヘリコプター運航管理費 (2機運航経費)	53,620	-	53,620
11202	防災ヘリコプター更新事業	-	2,959,151	△ 2,959,151
11203	防災行政無線整備事業	40,000	305,632	△ 265,632
11208	消防防災関係サミット対策事業	-	353,984	△ 353,984

3 東日本大震災、熊本地震等への支援について

1 東日本大震災への支援

(1) 概要

知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」(平成 23 年 3 月 14 日設置、知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成)において、全庁的な支援体制を構築しており、各部局が情報を共有しながら被災地・県内避難者への支援に取り組んでいます。(平成 28 年度:3 回開催)

また、3 月 11 日には、県庁講堂において追悼式を開催しています。(被災県以外での開催は三重県のみ)

(2) 平成 28 年度の主な取組

① 人的支援 (平成 28 年 4 月以降の派遣人数)

○ 県職員 (派遣期間:平成 28 年 4 月 1 日~29 年 3 月 31 日)

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	河川・海岸等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	防災集団移転促進事業等に係る都市計画法に基づく開発許可業務等	建築	1 名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1 名
福島県	観光業務	一般事務	1 名
			計 6 名

② 被災地への主な支援・交流事業

- 「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 2016」の作成[防災対策部]
- 東日本大震災被災地派遣職員との意見交換会および宮城県内被災自治体視察の実施[防災対策部]
- もぐらんぴあ館長と北限の海女の表敬訪問および支援に対する感謝状の贈呈[防災対策部]
- 東日本大震災六周年追悼式の実施[防災対策部]
- 飯高駅創業祭において、岩手県久慈市のグリーン・ツーリズムのPR[農林水産部]
- 久慈市のグリーン・ツーリズム実践者と三重県の実践者との交流の実施[農林水産部]
- 「みやぎの復旧復興セミナー」について、宮城県と共催で開催[農林水産部]
- 県庁食堂において、東北(被災地)産食材を使ったメニュー提供を行う「みんなで応援!東北を食べよう」キャンペーンの実施[農林水産部]

- 各種イベント等において、被災地の物産振興、観光のPR〔農林水産部、雇用経済部〕
- 気仙沼市および南三陸町へのスクールカウンセラー等の派遣（通年。延べ11人）〔教育委員会〕
- 高校生および中学生等の宮城県、福島県訪問、ボランティア活動や交流等の実施〔教育委員会〕
- 県立図書館および市町立図書館等において、東北地方および熊本県・大分県の歴史や文化の紹介、災害ボランティアに関する情報提供、観光パンフレットの提供などを行う「知る、行く、つながる。熊本・大分と東北」と題したキャンペーンの実施〔環境生活部〕

③ 県内避難者への主な支援

三重県への避難者数（平成29年4月末現在）

岩手県 87名 宮城県 61名 福島県 148名 茨城県 55名 その他 35名
計 386名（128世帯）

- 避難者総合相談窓口の設置〔防災対策部〕
- 県ホームページにおいて生活関連情報の提供〔防災対策部〕
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせについて、市町を通じて避難者へ配布〔防災対策部〕
- 県内への避難者を対象とした住宅の提供〔総務部・健康福祉部・県土整備部・教育委員会・企業庁〕

（3）平成29年度の取組

① 人的支援（平成29年4月以降の派遣人数）

- 県職員（派遣期間：平成29年4月1日～30年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	河川・海岸等の災害復旧業務	総合土木	1名
	防災集団移転促進事業等に係る都市計画法に基づく開発許可業務等	建築	1名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1名
計			6名

② 被災地、県内避難者への支援・交流

東日本大震災七周年追悼式の実施や高校生および中学生等の被災地訪問（ボランティア活動、交流学习等の実施）など、引き続き全庁的な連携を図りながら、支援・交流を行ってまいります。

2 熊本地震への支援

(1) 概要

平成 28 年 4 月 18 日に知事を本部長とする「平成 28 年（2016 年）熊本地震対策庁内連絡会議」（知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成）を設置し、全庁的な支援体制のもと、各部局が被災地への支援に取り組んでいます。（平成 28 年度：5 回開催。平成 29 年 3 月 14 日廃止）

(2) 主な取組

①平成 29 年度以降も支援を継続するもの

- 県ホームページにおいて支援ページの公開 [戦略企画部]
- 本庁舎、各庁舎、総合博物館等において災害義援金募金箱の設置 [健康福祉部]
- 県内への避難者を対象とした県営住宅の提供 [県土整備部]
※入居者：2 世帯 3 名（平成 29 年 5 月 10 日現在）
- 熊本県への職員派遣（長期派遣） [県土整備部]
※平成 28 年度は職員 3 名を交代で派遣。平成 29 年度は 1 名を通年で派遣（職種：土木技師）。

②平成 28 年度で活動を終えたもの

- 物資支援の実施（県および市町保有アルファ化米） [防災対策部]
- 県職員有志による義援金の募集 [戦略企画部]
- 南阿蘇村への職員派遣（短期派遣：物資拠点等支援） [総務部]
- 大津町への職員派遣（短期派遣：家屋被害認定支援） [総務部]
- 災害被害者等に対する県税の減免・納期限変更等の実施 [総務部]
- 医療救護班の派遣（三重大学附属病院 他） [健康福祉部]
- DMAT ロジスティックチームの派遣（鈴鹿中央総合病院） [健康福祉部]
- DPAT の派遣（国立病院機構榊原病院 他） [健康福祉部]
- 災害廃棄物処理支援の実施（四日市市 他） [環境生活部]
- 官民協働設置「みえ災害ボランティア支援センター」による災害ボランティア活動支援の実施 [環境生活部]
- 給水活動支援の実施（日本水道協会三重県支部） [環境生活部]
- 県立図書館、県内市町図書館等において、支援コーナーの設置やキャンペーンの実施 [環境生活部]
- 美里町への職員派遣（長期派遣） [農林水産部]
※職員 3 名を交代で派遣（職種：農業土木技師）
- 三重テラスにおいて、義援金募集やフェアでのチャリティオークションの実施 [雇用経済部]
- 被災建築物応急危険度判定士および被災宅地応急危険度判定士の派遣 [県土整備部]
- スクールカウンセラー等の派遣 [教育委員会]

3 鳥取県中部地震への支援

(1) 概要

平成28年10月26日に鳥取県からの支援要請を受けて、同県湯梨浜町における家屋被害認定調査を支援するため、職員を派遣しました。

近隣県である中国ブロックおよび四国ブロック知事会、関西広域連合、関西圏域政令市が多数支援を実施する中、三重県では、こうした自治体に比べ派遣期間を長く行うなど手厚い支援を実施しました。

(2) 主な取組

- 派遣期間 平成28年10月30日（日）～11月26日（土）
- 派遣先 鳥取県東伯郡湯梨浜町
- 活動内容
 - ・家屋被害認定調査（一次調査）
 - ・1班4名（建築技師2名、その他職種2名）を、6泊7日で班を入れ替え、第1班から第4班まで、延べ16名を派遣。

4 防災情報プラットフォームと防災通信ネットワークについて

1 防災情報プラットフォーム

(1) 概要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成15年度から運用してきましたが、平成29年4月から、災害対策本部活動の支援機能等を強化した新しい「防災情報プラットフォーム」の運用を開始しました。

この新しいプラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス ③防災情報システム で構成されています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報、地震・津波情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報を県民等に提供するシステムで、これまでの文字による情報に加え、避難指示・勧告、避難所開設、被害状況については、地図を活用した情報提供も行っています。

また、防災に関する各種資料等を提供するとともに、気象情報、地震・津波情報等については、携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の提供を行うシステムであり、登録者数は約4万4千人です。(平成29年3月末現在)

また、環境生活部大気・水環境課と協力して「PM2.5注意喚起情報」の配信も行っています。

6月1日からは、SNS (Twitter) ^{ツイッター}による気象情報、地震・津波情報等の情報提供を開始します。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、市町の避難に関する情報をLアラートに発信するとともに、県、市町、消防本部、その他の防災関係機関で災害に関する情報を共有するシステムです。

収集した情報は、時系列管理票で進捗管理を行うとともに、地図を活用して重ね合わせて表示させることなどにより、視覚的に状況把握や対策立案を行うことができます。

(2) 今後の取組

ホームページについては、県民の皆さんが身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるよう、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

また、メール等配信サービスについては、配信内容や利用方法等について周知・啓発を行うことにより認知度を高めて、県民の皆さんの「自助」「共助」の促進に繋げていきます。

引き続き、本プラットフォームについて運用を行いながら機能の充実を図ることにより、県民の皆さんにとってわかりやすい情報の提供を行ってまいります。

2 防災通信ネットワーク

(1) 概要

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、①地上系防災行政無線 ②衛星系防災行政無線 ③有線系通信 で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系	有線系
中継所	—	23	—	—
県庁舎等	13	13	10	13
端末局	109	128	52	76
（内 訳）				
市 町	29	49*	29	48*
消防本部	15	15	15	15
警察署関係	19	19	1	0
医療関係	18	18	4	0
報道関係	3	3	0	0
県地域機関、県関係	12	12	0	11
国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0
合計	122	164	62	89

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため。

① 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局及び車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

② 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。

平成22年度から平成25年度にかけて高機能の次世代型設備への更新を行い、現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できるようになりました。

③ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 今後の取組

現在使用している地上系防災行政無線設備は、整備から12年が経過し故障が増加してきていること、電波関係法令の改正により平成34年11月までしか使用できないことから、設備の更新を図ってまいります。

また、有線系通信設備についても、機器が保守期限を迎えていることや使用しているOSのサポートが終了していることから、設備の更新を図ってまいります。

(3) 防災ヘリコプター用無線通信設備

防災ヘリコプターとの通信に使用している防災行政無線のデジタル化およびヘリコプターテレビ映像電送システムについて整備を行い、新しい防災ヘリコプターの運航に合わせて運用を開始します。

※参考

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

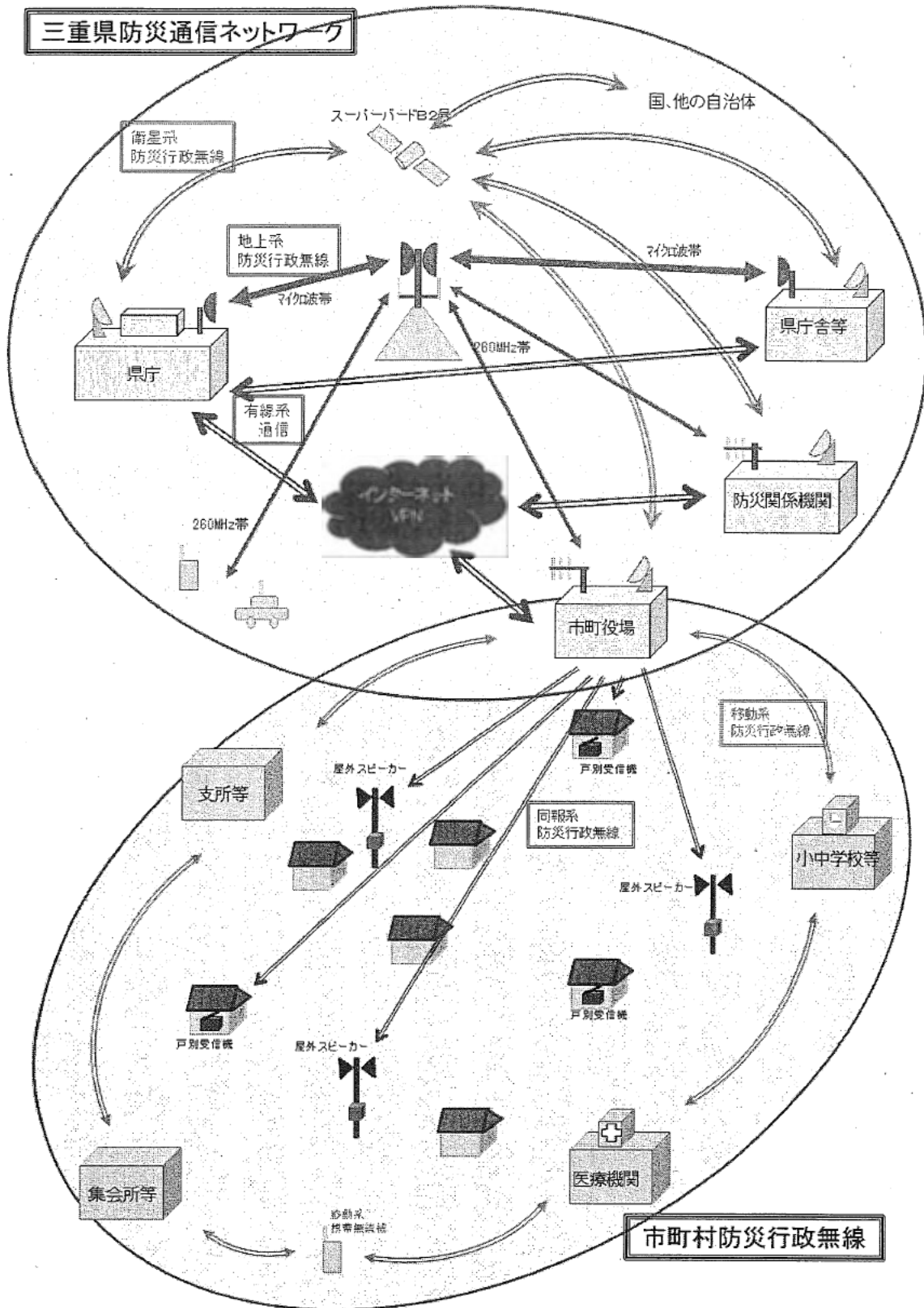
もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29市町のうち、28市町が同報系無線※を、29市町が移動系無線を整備しています。

※ 同報系無線が未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応。

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

「三重県防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



5 消防・保安行政の推進について

1 消防団の充実・強化について

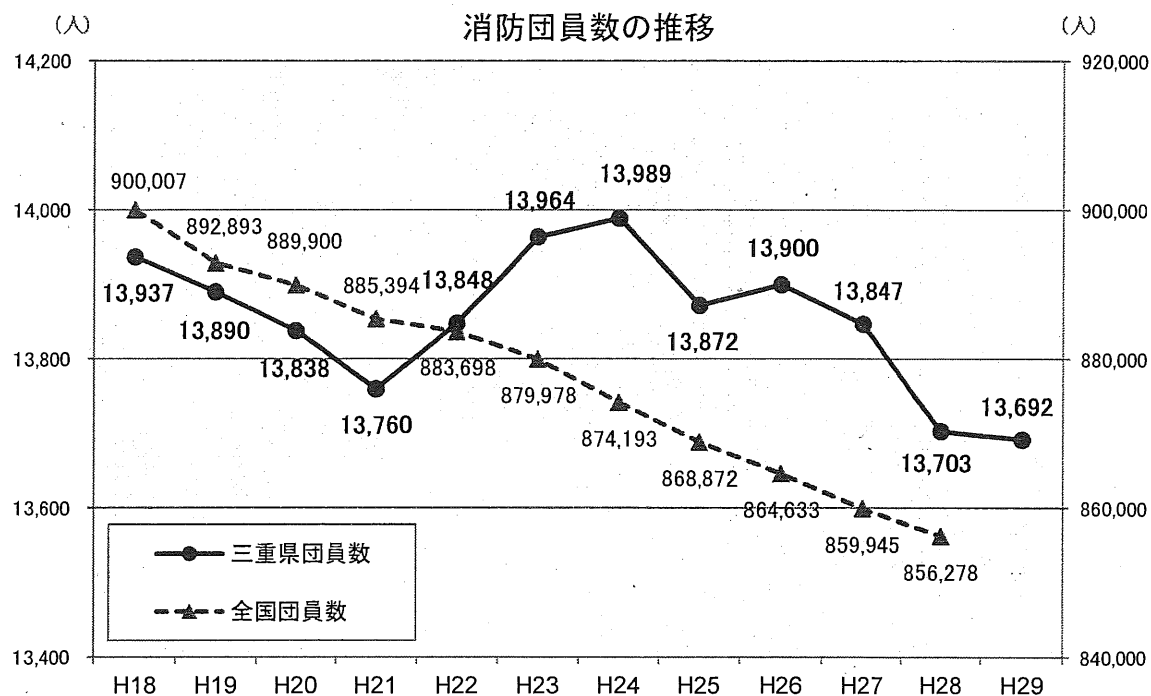
(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域の防災力確保のために大きな役割を果たしていますが、全国的に団員数の減少や団員に占める被雇用者の増加、平均年齢の上昇などが進む中、県内の消防団の現状は以下のとおりとなっています。

① 消防団員数の推移

消防団員数は、平成22年以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成29年4月1日現在で13,692人（速報値）と、昨年度を11人下回りました。

10年前の18年度と比較すると、全国平均の減少率（▲4.9%）よりは低いものの、本県の減少率は▲1.6%となっています。

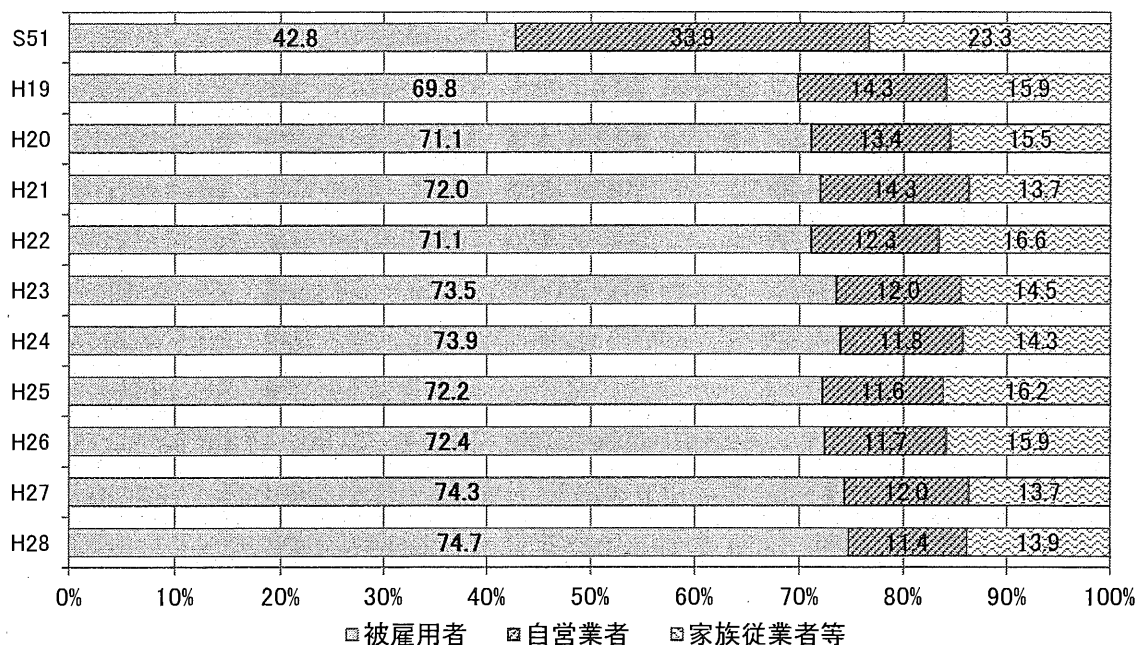


② 消防団員の就労構造の推移

消防団員に占める被雇用者の割合は、最近では7割を超えるなど、高い水準で推移しています。

※ 全国の消防団員における被雇用者の割合（平成28年4月1日現在） 72.9%

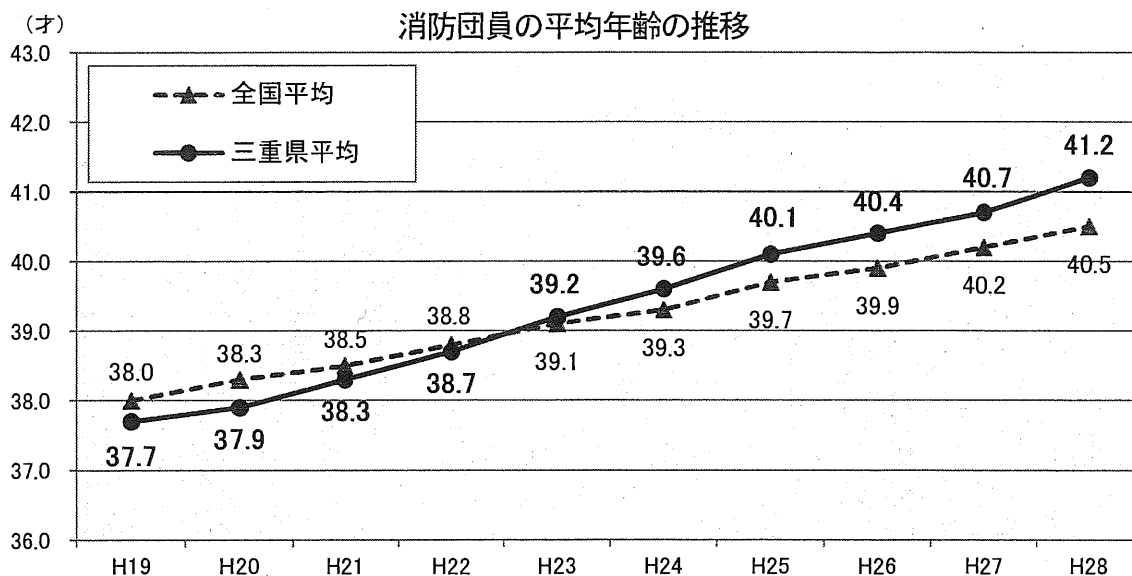
県内消防団員の就労構造の変化



③ 消防団員の平均年齢の推移

県内消防団員の平均年齢は、平成28年4月1日現在で41.2歳であり、年々、高齢化しています。

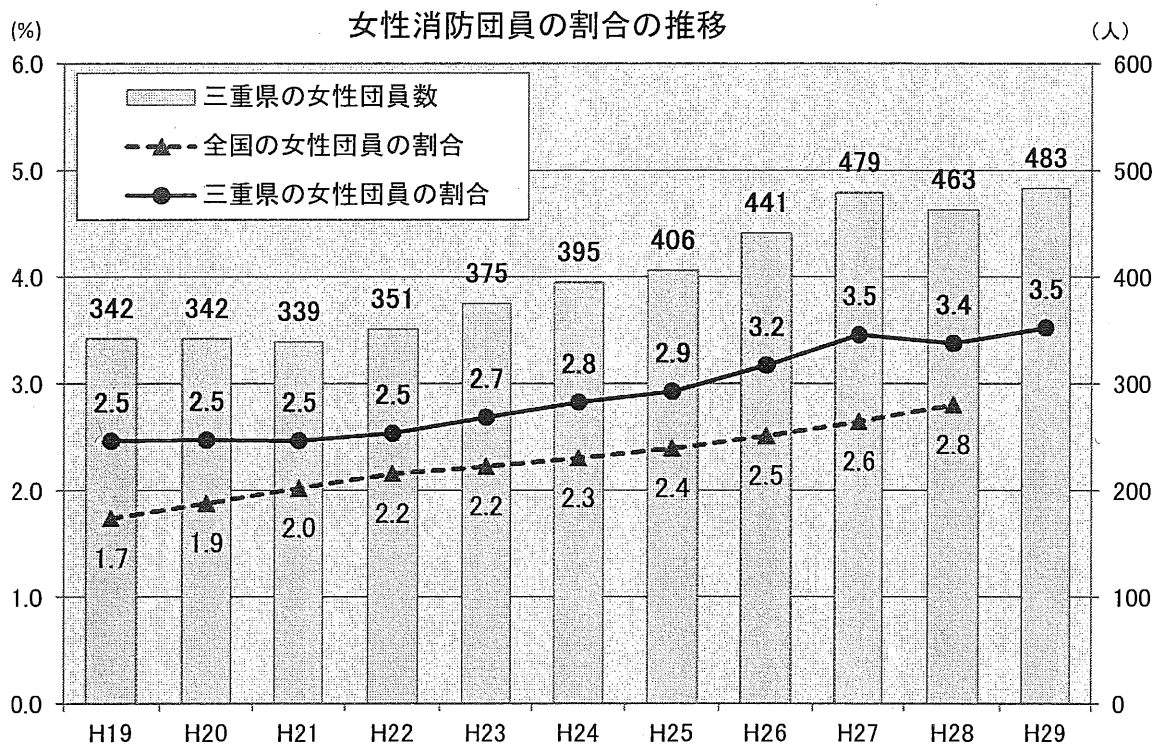
※ 全国平均年齢（平成28年4月1日現在） 40.5歳



④ 女性消防団員の割合の推移

女性消防団員は、近年、増加傾向にあり、平成29年4月1日現在で21の消防団に483人（割合3.5%：速報値）が在籍しています。

※ 全国の女性消防団員の割合（平成28年4月1日現在） 2.8%



(2) 今後の取組

上記の状況の中、市町や三重県消防協会と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化に引き続き取り組むとともに、消防団員の教育訓練等の充実・強化を図ってまいります。

① 地域住民への情報発信

消防団への理解及び参加の促進を図るため、広報媒体等を活用して、地域住民に対して消防団の活動内容や役割・存在意義等の周知を行います。

また、消防団員の確保と消防団の活性化をめざして、本年度も三重県消防協会と連携した消防団員入団促進キャンペーンを実施することとしており、三重県本庁舎内県民ホールにおけるパネル展示や啓発物品（リーフレット、クリアファイル等）の作成及び市町等への配布、駅貼りポスターの掲示などの取組を進めます。

② 若年層への入団促進

若年層の入団促進を図るため、大学、短大等でのポスター掲示や県新規採用者へのリーフレット配布などを行うとともに、就職活動支援の一環である「学生消防団活動認証制度」の活用を市町に働きかけていきます。

③ 女性消防団員の入団促進

女性団員同士の交流を図り、女性団員の増加をめざして、女性消防団員が入団していない市町へ積極的に働きかけるとともに、三重県消防協会と連携して「三重県青年・女性消防団員研修会及び交流会」を開催します。

④ OB支援団員、機能別消防団員の充実強化

消防団活動の更なる充実強化を図るため、消防団幹部に対する研修や会議の場などを通じて、多様な消防団の形態があることの周知を行います。

⑤ みえ消防団応援の店制度の実施

消防団等への応援の輪を広げることにより、消防団への理解を促進するため、消防団員やその家族にサービス等を提供する「みえ消防団応援の店制度」について、三重県消防協会と連携し、平成29年10月から実施する予定です。

この制度では、店舗や事業所などに「みえ消防団応援の店」として登録していただき、消防団員が三重県消防協会作成の「消防団員カード」を登録店舗等で提示することにより、特典やサービスの提供を受けることができるようにします。

ア 実施主体 三重県消防協会

イ 対象者 消防団員及びその家族

ウ 特典・サービス例 購入金額の10%割引、お食事料金の5%割引、ドリンク一杯サービス、ポイント2倍、粗品進呈 など

エ 登録店舗のメリット ・地域防災力の充実強化に協力する事業者として、社会貢献ができる。

・消防団を応援し防災に熱心な事業者として、イメージアップが期待できる。

・消防団員及びその家族の利用促進による店舗等の活性化が期待できる。

2 地域防災力の連携強化について

(1) 現状と課題

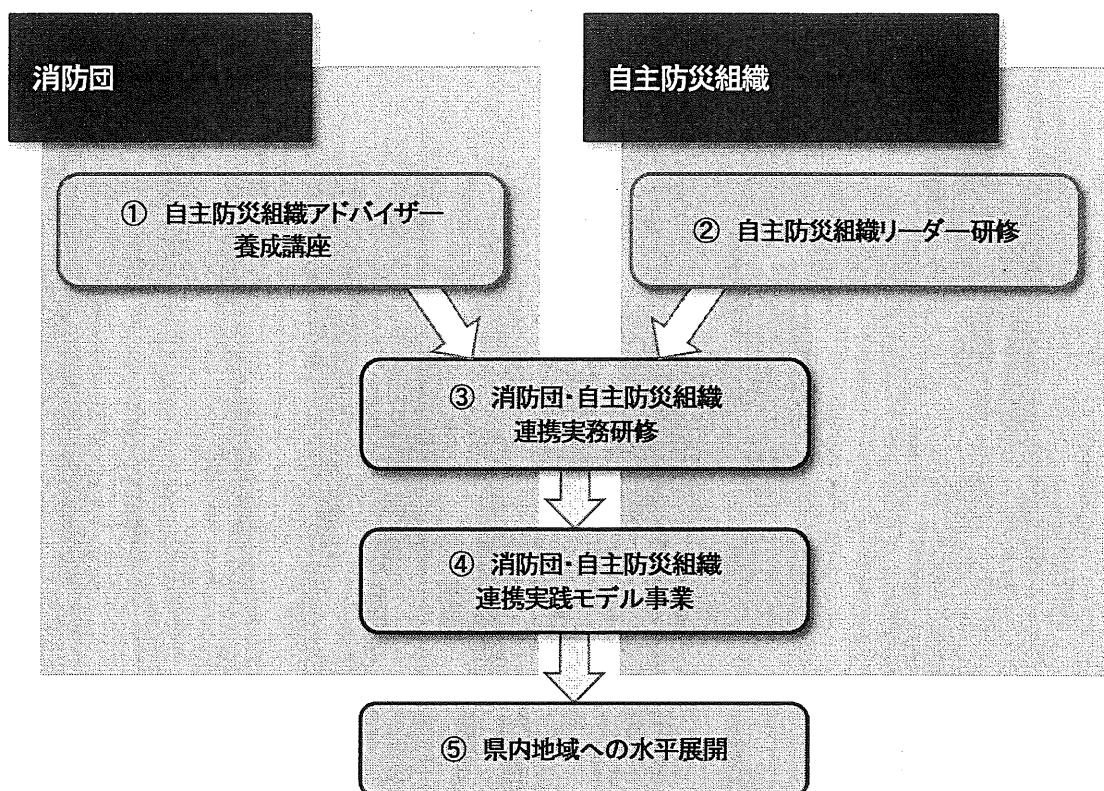
近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年、激化の様相を見せる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「公助」はもとより、県民の皆さん一人ひとりの「自助」とともに、「共助」の取組が重要です。

このため、地域防災力の連携強化に向け、「共助」の中核を担う消防団と自主防災組織の役割が重要となりますが、相互の連携は必ずしも十分とは言えないことから、地域における組織の役割分担をふまえた連携を一層進め、隙間のない災害対応ができる体制を構築していく必要があります。

(2) 課題への対応

このような状況をふまえ、地域防災力連携強化促進事業（ちから・いのち・きずなプロジェクト）として、平成27年度から実施している消防団員を対象とした自主防災組織アドバイザー養成講座や、自主防災組織を対象とした自主防災組織リーダー研修等を実施し、消防団と自主防災組織相互の連携強化に資する人材を養成するとともに、5か所程度の地域を選び、連携強化のモデル事業を実施し、県内各地域への水平展開を図ってまいります。

(3) 地域防災力連携強化促進事業の概要



① 消防団を対象とした「自主防災組織アドバイザー」の養成研修

防災、消火・救護・救出等の指導技術や、消防団と自主防災組織の役割等の知識を習得し、自主防災組織と積極的に関わる中で相互の連携強化を図ることができる人材を育成するため、みえ防災・減災センターにおいて、自主防災組織アドバイザー養成講座を開催します。

・平成29年度養成目標人数 30名

② 自主防災組織を対象とした「自主防災組織リーダー」の養成研修

自主防災組織のリーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材を育成するため、みえ防災・減災センターにおいて、自主防災組織リーダー養成研修を開催します。

・平成29年度養成目標人数 150名

③ 消防団・自主防災組織連携実務研修

上記の講座や研修を受講した「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」を対象として、学んだ知識・技術等を実際の連携した活動につなげることを目的とした連携実務研修を実施します。

④ 消防団・自主防災組織連携実践モデル事業の展開

上記①～③をふまえ、消防団と自主防災組織が連携して地域防災力の向上に資する取組を地域で実行に移し、災害時に相互が補完し合いながら隙間のない対応ができる体制を構築します。

本年度は、四日市市と鳥羽市においてモデル事業を実施し、その成果をもとに県内各地域への水平展開を図ってまいります。

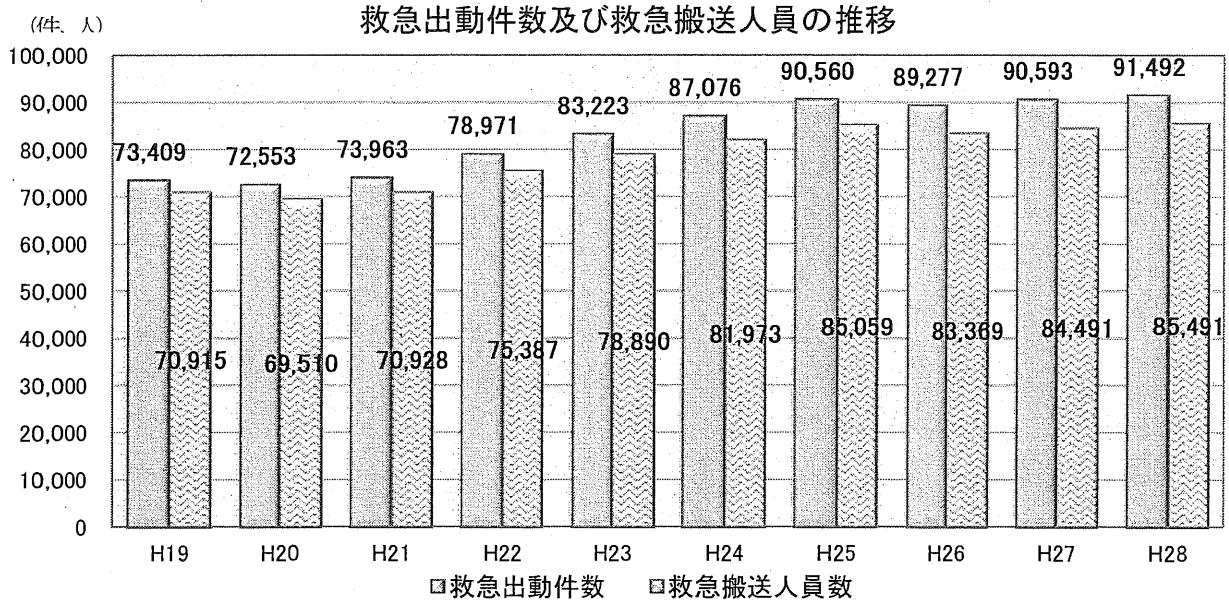
3 円滑な救急搬送と救急救命士の育成について

(1) 救急搬送の現状と救急搬送の円滑化に向けた取組

平成 28 年中の県内における三重県内の救急出動件数は 91,492 件、搬送人員は 85,491 人であり、前年に比べ出動件数は 899 件の増加（前年比 1.0%増）、搬送人員は 1,000 人の増加（前年比 1.2%増）となりました。

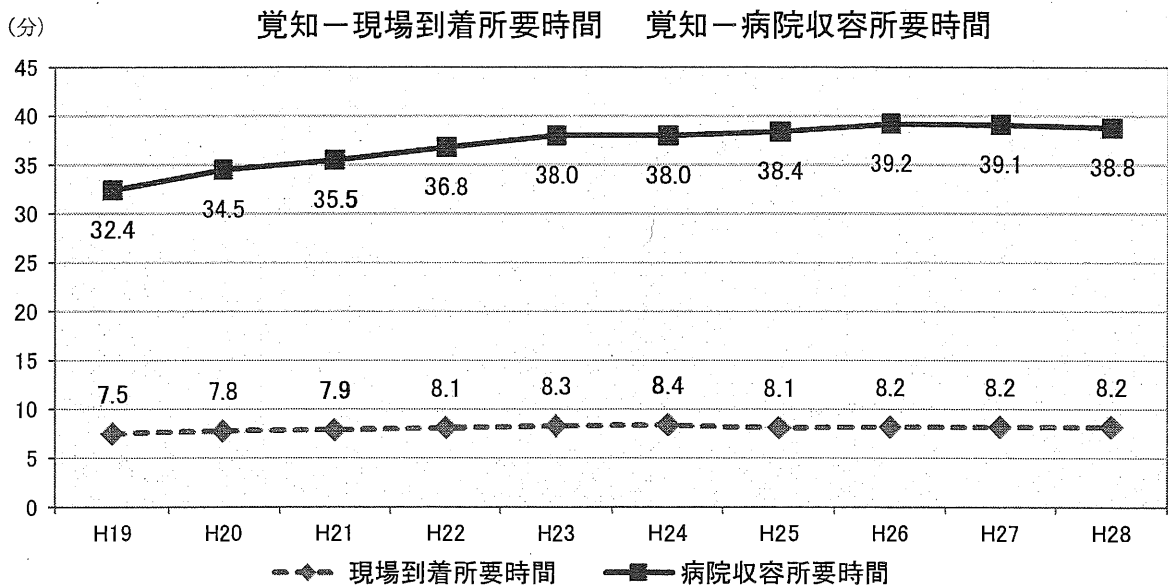
救急出動件数及び救急搬送人員数ともに平成 27 年を上回り過去最高となりました。

※全国（平成 27 年） 救急出動件数 1.2%増、搬送人員 1.3%増



また、平成 28 年中の現場到着所要時間の平均は 8.2 分（前年 8.2 分）、病院収容所要時間の平均は 38.8 分（前年 39.1 分）となっています。

※全国（平成 27 年） 現場到着所要時間 8.6 分、病院収容所要時間 39.4 分



傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び受入れの円滑化を図るため、三重県救急搬送・医療連携協議会のもとで、消防機関と医療機関が連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用が図られるよう努めてまいります。

また、健康福祉部が実施する救急医療に対する普及啓発（かかりつけ医の必要性や適切な受診等）と連携し、救急車の適正利用の普及啓発に努めてまいります。

（２）救急救命士の育成に向けた取組

救急搬送人員数の増加等に対応し、救命率の向上を図るために救急救命士の育成等、病院前救護体制を充実させる必要があることから、次の取組を進めてまいります。

※ 病院前救護とは、傷病者が医療提供機関に搬入されるまでに、救急救命士等により行われる救急救命処置のことを言います。

① 救急救命士の養成

県内消防本部から派遣された消防職員が、高度の救急活動ができる救急救命士として養成されるよう、一般財団法人救急振興財団及び名古屋市救急救命研修所における受講生の受入れ（年間約30名）について、調整や支援を行ってまいります。

② 救急救命士の資質の向上

現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上や救急救命士の行う救急救命処置の範囲等の拡大（以下「処置拡大」という。）に対応するため以下のとおり取組を進めます。

ア 消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる救急救命士（指導救命士）の養成講習を実施します。

イ 処置拡大に対応するため、救急救命士のブラッシュアップ講習を実施します。

ウ 意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

4 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概要

高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

ア 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対するLPガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

(平成29年3月31日現在)

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	3,720
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	455
●LPガス販売所数	429
当該販売所に対する立入検査件数	352

イ 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

(平成29年3月31日現在)

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	109
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	115

ウ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

(平成29年3月31日現在)

●電気工事業関係事業所数	1,786
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	173

エ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

(平成29年3月31日現在)

●危険物取扱者保安講習	20回実施	4,216名受講
●消防設備士講習	9回実施	836名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成20年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成21年度よりコンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会等によりコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成29年3月15日、16日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施 (243名受講)
- 地域創生人材育成事業
 - ・ 産業安全塾 平成28年6月8日～9月7日
15講座 (8日間) 24名受講
 - ・ 保安対策セミナー 平成28年7月7日 1講座 69名受講
「事故防止のための意識と技術」について講演会を実施
 - ・ ハザード低減対策体験研修 平成28年9月26日～9月28日
6講座 (3日間) 168名受講
 - ・ 現場技術者養成講習 平成29年1月24日～2月2日
2講座 (4日間) 40名受講

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

これら講習等において、非定常作業時の安全確保に資する内容も取り上げ、事故の未然防止に努めていきます。

また、地域創生人材育成事業を活用して石油コンビナート等の保安を推進する中核的人材の育成を支援するための研修を実施していきます。

5 石油コンビナートの防災対策について

(1) 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、32 道府県に 83 地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は 686 となっています。

三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の 2 区域が指定され、規制を受ける事業所は、35（四日市 34、尾鷲 1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高圧ガス施設に対する高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市及びその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行うこととなっています。

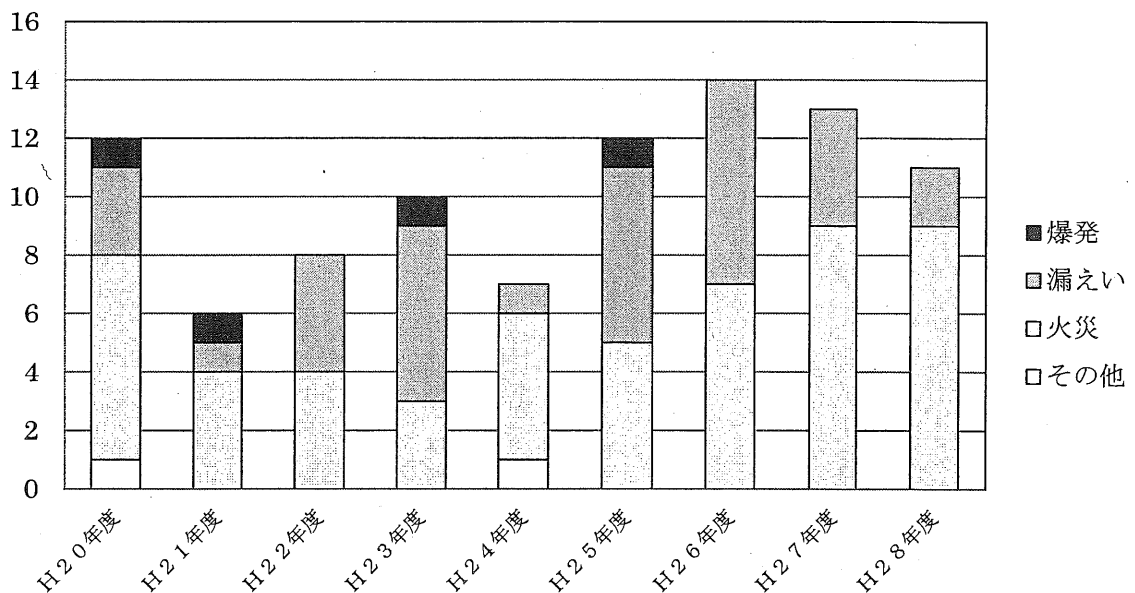
(2) 事故災害の現状と対策

平成 28 年度における本県の石油コンビナート地域における火災等の事故発生件数は 11 件（四日市臨海地区 11 件、尾鷲地区 0 件）で、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、過去 5 年間の状況を見ても高止まりの傾向にあります。

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るため研修会などを開催してソフト面の強化を図ってまいりました。

また、消防その他関係機関と連携した防災訓練の実施等により、事故の発生防止や拡大防止を図っているところです。

特定事業所において発生した事故



(3) 三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

東日本大震災や南海トラフ地震の被害想定の見直しにより平成25年度に「石油コンビナート防災アセスメント」を実施しました。また、平成26年1月の三菱マテリアル（株）四日市工場の爆発火災事故など、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生していることから、災害を未然に防止するため平成27年3月に「三重県石油コンビナート等防災計画」を大幅に見直しました。

平成27年度以降は、コンビナート事業者に対して防災計画の周知を行うとともに、関係機関と連携しコンビナート事業者の対応状況の把握を行いました。

(4) コンビナートにおける保安人材の育成

平成26年2月に発足した、関係省庁連絡会議の報告書の中で、『石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は、平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にある。死傷者数についても増減はあるものの、近年も高い水準にあり、これらの背景には、リスクアセスメントや人材育成・技術伝承等の問題がある。』と分析しています。

平成26年度の「三重県石油コンビナート等防災計画」の改正においても、重大事故の発生防止のため、事業所内での従業員に対する「教育・訓練の充実」を図るようにしたところです。

このような中、コンビナート事業所における保安に係る中核的人材の育成を支援するため、地域創生人材育成事業を活用して、安全の専門家を育成する『産業安全塾』、産業安全に関する最新の動向を管理職等に講演する『保安対策セミナー』、プラントで発生する爆発や火災などの危険を体験する『ハザード低減対策体験研修』、現場従業員の安全に関する技術力を向上させる『現場技術者育成講習』を実施しています。

6 三重県の地震・津波対策及び風水害対策について

1 三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の策定

（1）これまでの取組

本県の地震・津波対策については、東日本大震災の発生を契機として「三重県地域防災計画（震災対策編）」を大幅に見直し、地震・津波対策編とするとともに、その実施計画として、平成 26 年 3 月に「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定しました。また、風水害対策についても、紀伊半島大水害の教訓をふまえ、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」を大幅に見直し、その実施計画として平成 27 年 3 月に「三重県新風水害対策行動計画」を策定し、関係部局が行動項目の着実な実践に取り組んできたところです。

（2）次期行動計画の趣旨

この両行動計画の計画期間が平成 29 年度末となっていることから、今年度、新たな行動計画である「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）（以下、「次期行動計画」という。）の策定に取り組むこととし、現在策定作業を進めています。

次期行動計画は、現行計画である「新地震・津波対策行動計画」及び「新風水害対策行動計画」の理念を継承し、本県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とします。本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して「防災の日常化」をめざし、災害に強い三重づくりを進めます。

計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年計画

次期行動計画は、現行計画の地震・津波対策と風水害対策を一本化し、一体的に対策の推進と進行管理を行うこととします。

（3）策定の進め方

策定にあたっては、現行計画の進捗状況をふまえた課題を分析し、反映すべき対策を検討するため、現行計画をしっかりと検証してまいります。さらに、近年の災害事例等をふまえた対策についても検討を進めることとし、例えば、地震・津波対策については、今後、発生が予想される南海トラフ地震対策を中心としつつも、熊本地震など内陸直下型地震への対応や、風水害対策については、昨年、北海道や東北地方に甚大な被害をもたらした台風 10 号などの災害事例もふまえた必要な対策を検討します。

策定を進めるうえでは、防災・減災対策検討会議の開催により有識者の意見を聴取するとともに、市町等防災対策会議の開催などにより市町との情報共有を図ります。策定作業の進捗については、随時、防災県土整備企業常任委員会へ報告し、平成 29 年度中に計画を策定します。

2 DONETを活用した津波予測・伝達システムの南部展開

(1) DONETの概要

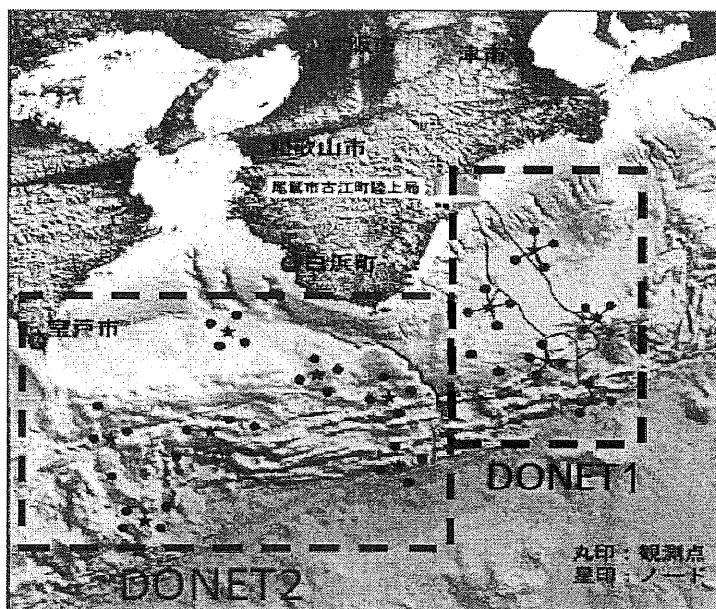
DONETとは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する地震・津波観測監視システムのことです。南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。熊野灘沖の東南海地震の震源域に設置されたDONET1と、潮岬から室戸岬沖の南海地震震源域に設置されたDONET2とがあり、DONET1は平成23年8月から、DONET2は平成28年4月から運用されています。

(2) DONETを活用した津波予測・伝達システムの南部展開

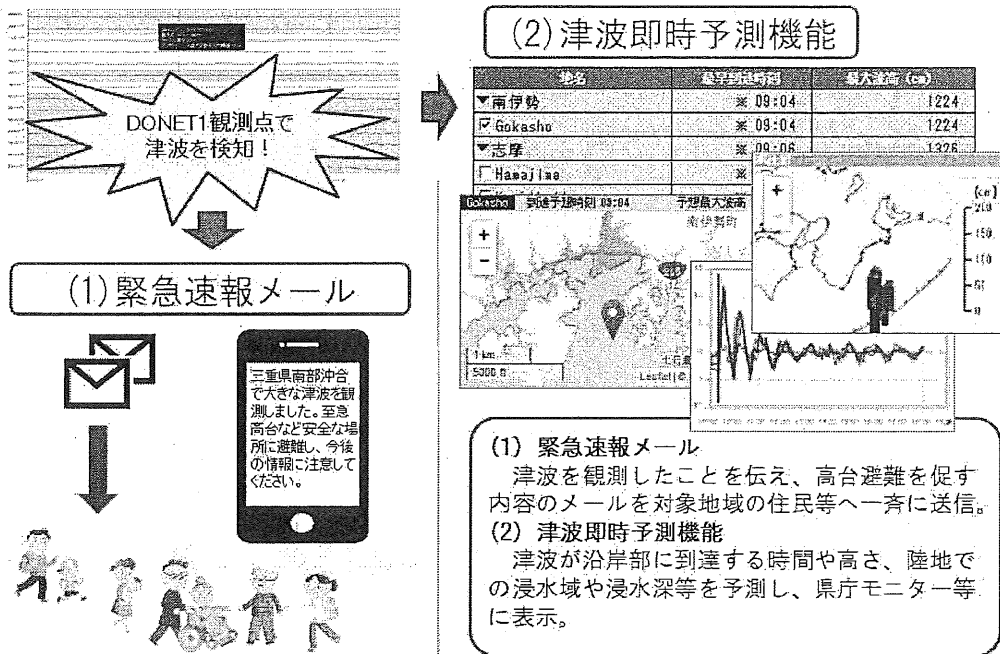
このDONET1の観測情報を利用して、三重県では、伊勢志摩サミットの地震・津波対策として、津波の発生を緊急速報メールで地域住民に伝えるとともに、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測して県庁に設置されたモニター等に表示する「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を導入し、平成28年5月から運用を開始しています。

現在、同システムの対象地域は伊勢志摩地域に限られていますが、今後は、津波による深刻な被害が想定される県南部地域（尾鷲市、熊野市、南伊勢町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）へも対象地域を拡大するため、平成29年度から2年間、県職員を防災科学技術研究所に派遣し、津波被害予測シミュレーションを作成するとともに、関係市町に津波予測情報を提供するための津波予報業務の認可を取得します。なお、遅くとも平成31年4月までには、同地域へ本システムを導入することとしています。

・DONETとは、南海トラフ地震の地震・津波を常時観測監視するため、国立研究開発法人 防災科学技術研究所（防災科研）が運用する「地震・津波観測監視システム」である。



・三重県が活用するDONET1には、20の観測点があり、各観測点には、強震計、広帯域地震計、水晶水圧計などの観測装置が設置され、さまざまなタイプの海底の動きを捉えることが可能である。



3 三重県版タイムラインの試行

本県では、規模や進路、到達時刻等が事前にある程度予測できる台風を対象に、事前対策として被害の最小化へつなげるため、発災前から「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」を平成 29 年度末までの策定完了をめざし、作業を進めています。

タイムライン策定にあたっては、県災害対策本部のうち総括部隊(※)を中心とした庁内WGや津地方気象台との連携のために設置した「県防災施策に関する研究会」において、気象台、市町、関係機関とともに検討を進めています。

※総括部隊：県災害対策本部において、防災対策部の職員が中心となって、災害情報の収集や対策方針の企画・立案等、総括的な役割を担う部隊。

平成 29 年 5 月 23 日に、県災害対策本部のうち総括部隊が使用するタイムラインの試行版を公表しました。6 月 1 日以降、試行による検証を重ね、出水期後に振り返りを行い、必要に応じた改善を図ります。また、平成 29 年度中に、県災害対策本部の総括部隊以外の他の部隊のタイムラインについても策定していきます。

三重県版タイムラインのイメージ

いつ(何時)	何を(行動)	誰が(取組主体)			
		目標所要時間【最大】(分)	総括部隊	他部隊	関係機関
5日前 ～ 2日前	TLLレベル1(タイムライン発動) ※台風の予報円が三重県エリアを指し、進行している場合 1 タイムライン適用判断 2 準備体制に伴う職員配備の確認 3 緊急部長会議(災害対策統括会議)の開催準備 4 台風・気象情報等の情報収集(気象台への連絡調整) 5 報道機関からの問い合わせ対応(随時)				
		30	◎	○	○
		30	◎		
		60	◎	○	○
		30	◎	○	○
2日前 ～ 1日前	TLLレベル2(準備段階) ※台風の予報円が三重県に入ると予想される。もしくは大雨警報相当の降雨が予想される場合 6 準備体制に伴う職員配備(2名体制) 7 緊急部長会議の開催 8 緊急派遣チームの派遣判断				
		30	◎		
		60	◎	○	○
		60	○	○	○

7 地域防災力の向上について

1 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」について

三重県と国立大学法人三重大学は、平成26年4月1日に、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、県と三重大学が相互に連携し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下「センター」という。）」を設置しました。



図1 センター運営体制

(1) 平成28年度の主な事業概要

①人材育成・活用事業

即戦力としての活用をめざした人材育成と、その活用促進を目的とした事業を行っています。

- ア 市町防災担当職員を対象とした防災講座（受講者数：のべ238名）
- イ 自主防災組織リーダー人材育成講座（受講者数：244名）
- ウ 専門職（医療・看護、消防団）防災研修（修了者数：76名）
- エ みえ防災コーディネーター新規育成講座（受講者数：55名）
- オ 学校防災リーダー等教職員研修会（受講者数：50名）
- カ 地域別災害医療コーディネーター研修（受講者数：135名）
- キ さきもり基礎コース、さきもり応用コース
（修了者数：さきもり基礎コース29名、さきもり応用コース14名）

ク 防災人材の活動支援

地域の防災力向上に資する人材の活用を目的として、防災・減災に関する知識や経験、技能を有するみえ防災コーディネーター等を登録する制度（「みえ防災人材バンク」）を運用するとともに、支援活動の円滑化を図るため、フォローアップ研修を実施しました。（登録者数：183名、支援者派遣数：のべ158名）

②地域・企業支援事業

地域や企業等を支援するための相談窓口の運用と、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を行っています。

ア 相談窓口の設置と運用

- ・相談件数：89件（うち地域支援相談12件、企業支援相談33件、市町等支援相談23件、その他21件）

イ みえ企業等防災ネットワークの運営

- ・BCP普及分科会の開催（2回）
- ・地域別企業防災研修の開催（受講者数：134名）
- ・全体会の開催（参加者数：78名）

ウ 地域防災研究会の開催（参加者数：57名）

エ DONET研究会シンポジウムの開催（参加者数：110名）

オ 市町都市計画関係職員向け研修（参加者数：60名）

③情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上を目的として、啓発コンテンツを整備することや、防災啓発事業を企画、実施しています。

ア みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>)

新規登録コンテンツ・紀伊半島大水害体験談 12名

- ・学校誌史における災害に関する記載の紹介 195件

イ みえ風水害対策の日シンポジウム（参加者：250名）

- ・平成28年9月22日（祝）紀宝町生涯学習センター

ウ みえ地震対策の日シンポジウム（参加者：300名）

- ・平成28年12月10日（土）伊賀市あやま文化センター

④調査・研究事業

行政と研究機関が一体となった実践的な調査及び研究を実施しています。

DONETより得られる観測情報の効果的な活用方法の研究を含む「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害像の『見える化』に関する調査研究」、「災害時要援護者支援に関する調査研究」等、実践的なテーマを選定し、研究を実施しました。

(2) 平成 29 年度の取組

上記の平成28年度事業を継続し、より良い内容にブラッシュアップするとともに、下記のとおり新しい内容を取り入れた事業の展開を図ります。

- ① 市町防災担当職員を対象とした防災講座に、災害時要援護者対策のカリキュラムを盛り込むとともに、DONET研究会の運営を行います。
- ② 四日市コンビナートへの地震対策として、コンビナート企業の防災に関する人材育成や訓練、BCP策定を支援します。
- ③ 熊本地震での課題をふまえ、健康福祉部と連携して、「福祉避難所運営支援事業」を新たに実施します。
- ④ みえ防災・減災アーカイブでは、昭和東南海地震の体験談の収集を行います。

2 津波避難に関する三重県モデル及び避難所運営マニュアル策定指針の水平展開について

(1) 「津波避難に関する三重県モデル」について

東日本大震災における津波避難に関する課題を受け、津波避難を確実なものとするために、平成24年度に、住民一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぷラン」を活用した取組を中核とし、災害時要援護者の避難対策の方向性や、自動車による避難、新たな津波避難施設・設備等について、これからの三重県における津波避難の基本的な考え方を、「津波避難に関する三重県モデル」として取りまとめました。

平成 25 年度からは、三重県モデルを活用した地域における津波避難計画作成の取組を県内地域に水平展開するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して、地域における実践的なワークショップなどへの実地支援や市町への財政支援を行っているところです。

この結果、平成28年度は、新たに熊野市の2地区や鳥羽市、紀北町でも実施されるなど、7市町12地区が取り組みました。

(2) 「避難所運営マニュアル策定指針」について

東日本大震災における教訓を受け、平成24年度に、避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れるなどの改定を行った「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、避難所単位の運営マニュアルの作成を推進するため、三重県モデルの水平展開と同様に、取組に対する実地支援を行った結果、平成28年度は、新たに四日市市の4地区や熊野市でも実施されるなど、9市町13地区が取り組みました。

そのほか、昨年度に引き続き熊野市において「福祉避難所運営マニュアル」の作成が行われました。

(3) 平成 29 年度の取組

平成 29 年度においても、これら取組が市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、みえ防災コーディネーターなど「みえ防災人材バンク」登録者を、これらの活動に積極的に活用して、県内各地域への水平展開を図ります。

3 「避難所外避難者」への支援対策について

(1) 熊本地震での課題

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、避難所の過密の回避や建物の安全性への不安、ペットとの避難等といったさまざまな要因から、指定避難所以外にも、被災者が独自に設置した避難先への避難や在宅避難、車中避難、軒先避難等（以下「避難所外避難者」という。）といった多様な避難形態が発生し、被災者の把握や情報提供、救援物資の提供をはじめとする生活支援に支障をきたしました。

(2) 平成 28 年度の取組

上記の課題をふまえ、平成 28 年度は「避難所外避難者」への支援対策を取りまとめ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、指定避難所を地域の支援拠点として位置付け、「避難所外避難者」にも対応した広報や避難者名簿用紙の配布と集約などを追記して改定するとともに、避難所運営に関する避難所外避難者に対する取組を地域防災計画に位置づけました。

(3) 平成 29 年度の取組

「避難所外避難者」への情報提供方法や災害時に避難先となることが想定される場所のリストアップなどの事前準備について、市町とともに検討します。

また、地域の支援拠点である避難所を中心に避難所外避難者への支援が行われるよう、新たに改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、避難所毎の避難所運営マニュアルが作成されるよう、支援していきます。